

IHE-J 2023 コネクタソン参加規約

1. 本規約の位置づけ

本規約は「IHE-J 2023 コネクタソン」に適用する。IHE-J 2023 コネクタソン参加者は本規約を遵守しなくてはならない。

「IHE-J 2023 コネクタソン」は、製品、プロトタイプ、及び類似のソフトウェアの相互運用性をテストするイベントである。日本 IHE 協会はコネクタソンを主催・運営するものであって、期間中にテストされたシステムに対して相互運用性や機能・性能・品質等の結果を保証するものではない。

「IHE-J 2023 コネクタソン」の統括者は日本 IHE 協会接続検証委員会である。本規約に定めのない事項については統括者の指示に従うこととする。

2. 参加申込と参加費

1)参加申込は日本 IHE 協会が指定した方法で行う。

2)参加費は下表（消費税含まず）の合計金額+消費税である。

	S 会員	A 会員	非会員
基本参加費	450,000 円	450,000 円	550,000 円
システム参加費	100,000 円/システム ただし、昨年から遡る連続参加回数に応じて下記分を免除します。(※1)	100,000 円/システム ただし、昨年から遡る連続参加回数に応じて下記分を免除します。(※1)	200,000 円/システム
1 システムには、以下の料金が含まれます。 ・小間代（机 1 台＋椅子 2 脚） ・IP アドレス ・電気 ・ネットワーク ・運営サポート。	0 回：なし 1 回：1 システム 2、3 回：2 システム 4 回以上：3 システム	0、1 回：なし 2、3 回：1 システム 4 回以上：2 システム	
追加コマ代(※2)	10,000 円/追加コマ数(※2)		10,000 円/追加コマ数
リモート接続費	100,000 円/サイト		
同時申込コネクタソンシール代	シールに対応する製品の 1 個目のプロフィールとアクタの組み合わせ 3 万円 シールに対応する製品の 2 個目以降のプロファイルとアクタの組み合わせアクタ 1 個毎に 1 万円 製品数、プロフィール数、アクタ数によらず 1 社の最大許諾	シールに対応する製品の 1 個目のプロフィールとアクタの組み合わせ 3 万円 シールに対応する製品の 2 個目以降のプロファイルとアクタの組み合わせアクタ 1 個毎に 1 万円 製品数、プロフィール数、アクタ数によらず 1 社の最大許諾	シールに対応する製品の 1 個目のプロフィールとアクタの組み合わせ 5 万円 シールに対応する製品の 2 個目以降のプロファイルとアクタの組み合わせアクタ 1 個毎に 2 万円 製品数、プロフィール数、アクタ数によらず 1 社の最大許諾

	料 15万円	料 20万円	料 30万円
--	--------	--------	--------

※1. 2020年度、2021年度、2022年度不参加のベンダーについては、連続参加は途切れないものとします。

※2 コマ代は、参加システム数とシステム参加費免除システム数の内、大きい数まで無料となります。

3)参加費は請求書記載の支払期限までに払い込むものとする。期限までに払込が行われない場合は原則として参加申し込みが無効となる。

4)払込済の参加費は下記の場合に限って返金される。

a)参加申し込みを行ったプロファイルのすべてが不成立となった場合。

b)コネクタソンが開催できなくなった場合。ただし開催できなくなったことが日本 IHE 協会の責任に起因しない場合は一部の返金となる可能性がある。

5)以下の費用は参加者の負担とする。

a)機器の発送・据え付け費用

b)機器の損傷に伴う費用

c)その他参加者がコネクタソンに参加するための費用

3. 機密保持

1)参加者はコネクタソンの過程で知り得た他の参加者の機密情報を商業目的で使用してはならない。ただし以下の場合はその限りでない。

a)開示される以前に、相手方が知得していたもの

b)開示された時に、すでに公知であったもの

c)開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの

d)相手方が、正当な権利を有する第三者(相手方以外のすべての者をいう。以下も同様。)から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

2)日本 IHE 協会はコネクタソン会場等コネクタソン実施過程の写真を、個々の参加システム及び個人の詳細が認識できない形で使用することがある。撮影した画像の著作権は日本 IHE 協会に属する。

4. 日本 IHE 協会の責任

本規約で明示されている場合を除き、日本 IHE 協会はあらゆる法的責任を負わない。

仮に日本 IHE 協会の法的責任が証明された場合でも、その賠償額は参加者の直接損害に限定され、当該参加者の参加費を超えないものとする。

5. 知的財産権の保障

日本 IHE 協会がコネクタソンで用いるソフトウェア(以下 IHE ソフトウェアと称する)は日本 IHE 協会が著作権を持つか、日本 IHE 協会が IHE インターナショナルから使用を許諾されたものである。

参加者はコネクタソン期間中(※3)に限り、IHE ソフトウェアを使用することを許諾されるが、相互運用性を検証するという目的以外の目的で IHE ソフトウェアを使用してはならない。

参加者は、著作権、商標権、営業秘密やその他知的財産権等に関する第三者からの侵害申し立てを、日本 IHE 協会並びに他の参加者に転嫁しないものとする。

※3 コネクタソン期間とは、参加申込からコネクタソン結果確定までをいう。

2023年4月6日
一般社団法人日本IHE協会